

# 社会福祉法人仁多福社会

## 一般事業主行動計画

令和 4年 4月 1日

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日 までの3年間

2. 内容

目標 1 : 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対 策>

- ・随時 ～ 中途採用の職員に対し「育児・介護休業等に関する規則」の取り扱いについて説明を行う。

目標 2 : 地域の子供や若者の職場体験実習などの受入を行う

<対 策>

- ・中学校、高校などの職場体験事業に積極的に協力する。
- ・専門学校、短大などの実習受入を積極的におこなう。
- ・求職者の職場体験を積極的に受け入れる。

目標 3 : 仁多福社会各事業所において、有給休暇取得率（夏季休暇、特別有給休暇を含む）を40%以上とする。

<対 策>

- ・管理職会において各事業所毎、雇用形態毎の取得率を確認し、目標に達しない事業所においては有給休暇を取得しやすい環境を作る。
- ・有給休暇を取得しにくい環境があれば、原因を分析し、職員配置等の改善を図る。